

諮問実施機関：和歌山県知事

諮問 日：令和5年12月7日（諮問（情）第23号）

答申 日：令和6年6月14日（答申（情）第22号）

答 申 書

第1 審議会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった別紙(1)に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った部分開示決定は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、令和5年5月14日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、審査請求人に対し、別紙(2)による部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、令和5年7月20日付け子第506号で審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和5年7月24日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求の内容要旨

- 1 審査請求の趣旨
別件にて氏名等は今まで開示されている。全部開示すべきである。
- 2 審査請求の理由
審査請求人が、審査請求書によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。
別件にて氏名等は今まで開示されている。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が部分開示決定通知書及び審査請求に対する弁明書によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

1 和歌山県の公文書開示制度

- (1) 本県の公文書開示制度においては、何人も、条例第5条の規定により公文書の開示を請求することができ、実施機関は、自らの保有する公文書の開示請求があったときは、条例第7条の規定により、同条各号に掲げる非開示情報のいずれかが記載されている場合を除き、当該公文書を開示しなければならない。
- (2) 開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合は、条例第8条第1項の規定により、当該部分を除いた部分を開示しなければならない。その際に実施機関は、条例第11条第1項の規定により、その旨の決定をし、開示請求者に対し、和歌山県情報公開条例施行規則第3条第1項で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 対象公文書について

審査請求人は、平成10年度から令和5年度までの、毎年度の〇〇の職員氏名の開示を求めている。実施機関は、その保有する当該情報が記録された公文書を、平成30年度から令和4年度までの「児童福祉施設指導監査 事前提出資料」に含まれる「職員の状況」として特定した。

3 本件処分について

- (1) 当該公文書に記録されている情報のうち、職員氏名、年齢、資格、最終学歴、経験年数、本俸・手当の額、退職手当加入の有無及び備考欄に記載された情報は、条例第7条第2号に規定する特定の個人を識別できる情報であり、また、同条ただし書にも該当しないため、非開示情報に該当する。
- (2) 本件開示請求について、実施機関は、上記2の公文書のうち、非開示情報を除き、条例第11条第1項の規定により、本件処分を行ったものであり、本件処分に違法または不当な点はない。

第5 審議会の判断

当審議会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主

的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審議会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件処分の妥当性について

(1) 対象公文書について

実施機関の説明によれば、児童福祉施設指導監査に係る公文書の保存期間は5年で、本件対象公文書の年度（平成10年度から令和5年度）のうち、平成10年度から平成29年度の対象公文書は保存期間経過により廃棄されていることを確認した。また、令和5年度の対象公文書は、本件開示請求時点で取得していなかった。そのため、実施機関は、本件開示請求の対象公文書を、平成30年度から令和4年度までの「児童福祉施設指導監査 事前提出資料」に含まれる「職員の状況」であると特定した、とのことである。

当審議会において、平成10年度から平成29年度の完結文書に適用される公文書分類表及び平成10年度から平成29年度完結文書の公文書管理簿等を確認したところ、当該公文書が廃棄されていることが確認できた。また、本件開示請求がされた時点で、令和5年度の児童福祉施設指導監査に係る資料を取得していないという実施機関の説明に、特段不合理な点は認められない。

なお、平成10年度から平成29年度の対象公文書及び令和5年度の対象公文書を保有していないことについては、実施機関は非開示決定処分を行い、令和5年7月20日付け子第507号で審査請求人に通知している。

(2) 本件処分の妥当性について

ア 条例第7条第2号について

条例第7条第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報とするものである。

イ 条例第7条第2号該当性について

本件対象公文書に記録されている情報のうち、職員氏名、年齢、資格、最終学歴、経験年数、本俸・手当の額、退職手当加入の有無及び備考欄に記載された情報は、条例第7条第2号に規定する特定の個人を識別できる情報であり、また、同条ただし書にも該当しないため、非開示情報に該当する。

なお、和歌山県職員の氏名については条例第7条第2号アが規定する「慣行により公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するものと

してこれを開示しているところ、〇〇は和歌山県の組織ではなく、その職員は和歌山県職員ではないため、その職員に関する情報は原則どおり非開示情報（個人に関する情報）に該当するものであることを申し添える。

ウ 本件処分の妥当性の判断について

よって、これらの情報を非開示情報に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

なお、審査請求人は「別件にて氏名等は今まで開示されている」と主張するが、実施機関の説明によるとそのような事実は存在しないとのことである。本県の公文書開示制度においては、個人に関する情報は非開示情報であり（条例第7条第2号）、公文書に非開示情報が含まれる場合は条例第11条第1項の規定により、個人に関する情報を除いて部分開示決定を行うこととされており、別件の公文書開示手続において、審査請求人が言うところの氏名等が開示されているものとは考え難く、実施機関の上記説明につき疑問を抱かせる事情は存在しない。そして、条例第7条第2号の規定に基づく開示の可否の判断は、開示請求人が当該個人に関する情報を偶然知っていたとしても変わるところはない。したがって、審査請求人の上記主張は実施機関及び当審議会の判断に影響しない。

3 結論

以上の理由により、当審議会は、冒頭「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 答申に至る経過

年月日	審査の経過
令和5年12月7日	○諮問（実施機関）
令和6年3月14日	○審議
令和6年4月23日	○審議
令和6年5月31日	○審議

（調査審議を行った委員の氏名）

和歌山県情報公開・個人情報保護審議会第1部会

石倉誠也、早坂豊司、藤田隼輝、森下順子

別紙

(1) 本件開示請求の内容

請求日	請求内容
令和5年5月14日	平成10年度より本年度まで、毎年度の〇〇職員氏名

(2) 令和5年7月20日付け子第506号による部分開示決定

公文書の名称	開示しない部分	開示しない理由
平成30年度から令和4年度までの児童福祉施設指導監査 事前提出資料にある「職員の状況」	職員氏名、年齢、資格、最終学歴、経験年数、本俸・手当の額、退職手当加入の有無及び備考欄に記載された情報	条例第7条第2号 特定の個人を識別することができる情報であるため。